

令和3年度 第3回建築審査会 議事録

1 日 時 令和3年12月21日(火) 午後3時から午後3時20分まで

2 場 所 広島市役所本庁舎 14階第7会議室

3 出席者

(1) 建築審査会側	会 長	塚 本 俊 明	委 員	岩 重 律 子
	委 員	烏帽子田 彰	委 員	大 橋 弘 美
	委 員	折 橋 洋 介	委 員	天 満 類 子
	委 員	松 尾 洋 治		

※ 委員7名は、Web会議システムを利用して出席した。

(2) 建築審査会事務局	幹事・建築指導課長	横 山 太 造	書記・課長補佐	高 田 正 剛
特定行政庁側	書記・主査	迫 将 暢	書記・主任技師	升 岡 知 美
	書記・技師	山 崎 彩 乃		

4 審議事項

議案第4号 建築基準法第43条第2項第2号に係る許可
(建築物の接道義務の特例に係る許可：中区江波南)

5 審議結果

議案第4号 同 意

6 報告案件

「法第43条第2項第2号許可に係る同意の取扱い基準」に基づく許可

7 公開・非公開の別

公開

8 傍聴人の人数

0人

9 会議資料

- (1) 議案第4号
- (2) 法第43条第2項第2号許可に係る同意の取扱い基準に基づく許可案件報告書

10 発言の内容

別紙のとおり

1 審議事項について

議案第4号

- 議 長 それでは、ただ今から審議を行います。
議案第4号について、事務局から説明をお願いいたします。
- 特定行政庁 長 (別紙議案第4号により説明)
議 長 はい、ありがとうございました。
ただいまの説明につきまして、御意見、御質問があればお願いしま
す。
- 委 員 よろしいでしょうか。
議 長 はい、お願いします。
委 員 全体的に見たときに、この建物は他の作業場と同一の敷地に建つ建
物というふうにも見えるのですが、この敷地66.02㎡の持ち主が
他の敷地と違っている分筆された土地なののでしょうか。
- 議 長 ありがとうございます。それでは御回答をお願いいたします。
特定行政庁 長 はい。こちらの敷地とその他の建物の敷地とにすべて敷地分割され
ております。
それぞれの敷地に所有者がおりまして、道の通路部分に関しては共
有持分を有しているというような形になっております。
- 議 長 ありがとうございます。
委 員 すいません。よろしいですか。
議 長 お願いします。
委 員 敷地が4mの道路に2m接していなければならないということですが、ど
ことどこが問題なののでしょうか。もう一度説明してもらえませ
んか。
- 議 長 それでは、再度、御説明をお願いいたします。
特定行政庁 長 まず、敷地に接している青色で示しております道、通路が全て建築
基準法上の道路ではないということが問題です。
敷地が接しているのは建築基準法上の道路ではなく、あくまでも
道、通路ですので、道路に2メートル以上接していることになりませ
ん。このため、許可が必要になるものです。
- 委 員 道路ではなく道ということですが、道は共有地なのですか。それと
も、完全に所有者が違うのですか。
- 特定行政庁 長 共有地になっております。
委 員 共有地で、その共有持分を申請者のムカイ水産が持っているとい
うことですか。
- 特定行政庁 長 はい。ムカイ水産も持っております。
他に周りの水産作業場の方も持っていらっしゃいます。
- 委 員 今の話に関連してですが、南側の道を挟んで反対側の建物の業者さん
は、今の道を供用で使っているのですか。詳しく説明していただ
ければと思います
- 議 長 お願いできますか。
委 員 写真では反対側の建物の入り口が道側にあるように見えますね。別
の会社さんかもしれませんが、その従業員の方も使うということ
でいいのですか。確認です。
- 特定行政庁 長 そうですね。道に接している建物の方は、皆さん使われています。

議 員 長 はい。よろしいでしょうか。

委 員 長 はい。わかりました。

議 員 長 ありがとうございます。

今回は敷地が建築基準法上の道路に2m以上接しなければならないという接道の問題ではなく、建物の用途が一括同意基準に該当しないため、建築審査会で認めてもらえないかという趣旨だと思います。そのあたりで特にご質問がございますか。

みなさん、よろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。問題がないようでございますので、議案第4号については、同意することとしたいと思っておりますが、よろしゅうございますでしょうか。

(異議なし。)

議 員 長 ありがとうございます。

それでは、議案第4号については同意することといたします。

2 報告案件について

「法第43条第2項第2号許可に係る同意の取扱い基準」に基づく許可の同意

議 員 長 それでは、続きまして、「第43条第2項第2号許可に係る同意の取扱い基準」に基づく許可の報告について、お願いいたします。

取扱い基準につきましては前回も説明を受けております。また、取扱い基準についての説明が必要であるとの意見もございましたので、事前の連絡のとおり資料の送付をもって説明に代えさせていただくということで、よろしゅうございますでしょうか。

特 定 行 政 庁 事前の連絡では皆様OKということで、意見はありませんでした。

議 員 長 それでは質問、御説明は無しということですね。

特 定 行 政 庁 はい、それではお願いします。

議 員 長 ありがとうございます。

それでは、これらの件について何か、御質問等ございますでしょうか。

はい。よろしいですね。

無いようでしたら、これをもちまして本日の審議は終了とさせていただきます。

事務局のほうから何かございましたらお願いいたします。

特 定 行 政 庁 御審議いただきありがとうございました。

ここで一つ御報告です。

10月28日に開催された第68回、全国建築審査会長会議において、塚本会長、岩重委員が全国建築審査会協議会表彰を受賞されました。

おめでとうございます。また、長年にわたり本市の建築行政の推進に多大なる貢献をしていただき、ありがとうございます。

本来は全国建築審査会長会議に御出席いただき、表彰状の贈呈式に参加していただきたかったのですが、現在のコロナ禍において会議がWeb開催となり、贈呈式も行われませんでしたので、この場をお借りして、ささやかですが、お祝いを申し上げます。

引き続き本市の建築行政のお力添えをよろしくお願いいたします。

最後に次回の審査会についてです。

現時点で、次回開催は未定ですが、審議案件が確定しましたら改めて御連絡申し上げます。

よろしく願いいたします。

本日はこれもちまして終了いたします。

ありがとうございました。